

美馬市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

美馬市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年美馬市条例第39号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱うこととなる。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制、管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させるための措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱うものとする。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（1）法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・美馬市個人情報保護条例（平成17年美馬市条例第231号）
- ・番号条例
- ・美馬市個人情報保護条例施行規則（平成17年美馬市規則第192号）
- ・美馬市電子計算組織の管理運営に関する規則（平成17年美馬市規則第9号）
- ・美馬市保有個人情報等取扱規程（平成27年美馬市訓令第14号）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・地方公共団体における個人情報保護対策について（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）
- ・美馬市行政情報セキュリティポリシー

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のため、必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な利用・収集・保管・提供・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき美馬市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱い及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3. 問い合わせ先

(1) 個人番号、個人番号カードに関すること

市民環境部 市民・人権課 【電話】 0883-52-8001

(2) 開示請求・苦情相談等及び情報システム、セキュリティその他に関すること

企画総務部 総務課 【電話】 0883-52-1212

平成27年12月21日策定

平成28年 4月 1日改正